

酸脱灰処理が起因となるカセット印字剥離に対する保護ラベルの検討

◎永松 美紗¹⁾、原 稔晶¹⁾、佐藤 浩司¹⁾、船戸 連嗣¹⁾、小林 晴美¹⁾、加藤 克幸¹⁾、加藤 千秋¹⁾
国立大学法人 名古屋大学医学部附属病院¹⁾

【はじめに】カセットプリンタによる2次元コード印字の利用は薄切時の検体の取り違いを防ぐ一つ的手段として有用である。しかし印字不良などにより2次元コードの読み取りができなくなると、検体取り違いの可能性が高くなる。当院では日常業務において酸脱灰処理したカセットの印字面が剥離することが度々見られ、酸脱灰処理が2次元コードの読み取り不良の原因の一つとなっていた。そこで今回我々はカセット印字面の保護ラベルを用いて脱灰処理による印字面の剥離の影響を調査したので報告する。

【方法】カセット印字は、インクジェット式のティシュー・テック®オートライト™（サクラファインテックジャパン社）を用いた。包埋カセット（村角工業社）の印字面に包埋カセット保護ラベル（松浪硝子工業社）（以下保護ラベル）の貼り付け有り無しのをそれぞれ準備し、通常のパラフィン包埋ブロック作製方法を実施した。脱灰処理には迅速脱灰液 Decalx（常光社）を用いた酸脱灰法と、EDTA 脱灰液 EDT-X（ファルマ社）を用いた中性脱灰法を実施した。脱灰処理時間は酸脱灰法で3～48時間、中性脱

灰法で12時間～7日間の処理を行った。カセット印字面のトリミングにはパラフィン整形装置（大和光機工業社）を用い、印字面の評価は印字された文字の状態や2次元コードリーダーによる読み取りの可否について行った。

【結果】中性脱灰法において保護ラベルの有無や処理時間に関係なく影響を認めなかった。対して酸脱灰法においては保護ラベル無しで処理時間3時間では影響を認めず、6時間以上で印字面に剥離が認められた。一方保護ラベルを用いた場合24時間以内において印字面への影響は認められなかった。処理時間48時間では保護ラベルの有無に関係なく文字の判読および2次元コードの読み取りは全て不可であった。

【まとめ】今回の検討で、24時間以内での酸脱灰法では保護ラベルは有用であることが分かった。当院の酸脱灰法は硬組織の厚さを調整し24時間以内に完了するよう運用していることから、保護ラベルの導入は印字保護が期待できる結果となった。

（連絡先：名古屋大学病院病理部 052-744-2582）